

豊田都市計画用途地域の変更（豊田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さの 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 71 ha	5/10以下	3/10以下				
	約 432 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	21.3%
	約 631 ha	10/10以下	6/10以下				
小 計	約 1,134 ha						
第二種低層 住居専用地域	約 32 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.6%
第一種中高層 住居専用地域	約 8.7 ha	15/10以下	5/10以下				
	約 582 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	17.9%
	約 359 ha	20/10以下	6/10以下				
小 計	約 951 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 49 ha	15/10以下	5/10以下				
	約 3.2 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
	約 33 ha	20/10以下	6/10以下				
小 計	約 86 ha						
第一種 住居地域	約 1,160 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.8%
第二種 住居地域	約 99 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.9%
準住居地域	約 50 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 101 ha	20/10以下	8/10以下				
	約 60 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	3.0%
小 計	約 160 ha						
商業地域	約 97 ha	40/10以下					
	約 7.0 ha	50/10以下	—	—	—	—	2.0%
	約 3.8 ha	60/10以下					
小 計	約 108 ha						
準工業地域	約 364 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.8%
工業地域	約 246 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.6%
工業専用地域	約 934 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.6%
合 計	約 5,323 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

豊田南インター周辺地区において、既成市街地との調和に配慮しつつ、広域交通体系を活かした工業系土地利用の誘導を図るため、適切な用途地域を定めるものである。